

令和7年度河北町省エネ家電買い換え支援補助金

FAQ【第1版】（令和7年4月1日）

【目次】

●基本事項	1
Q. 事業の目的、概要を教えてください。	
Q. エアコン、冷蔵庫、LED 照明機器を対象とした理由を教えてください。	
●補助金額について	1
Q. 補助金額はいくらですか。	
Q. 何が補助対象経費となりますか。	
Q. 対象となる台数に制限はありますか。	
●補助対象者について	1
Q. 補助対象者の条件を教えてください。	
Q. 同じ住宅に住んでいても住民登録の世帯が別であれば、世帯ごとに申請は可能ですか。	
Q. 世帯主でなくても申請は可能ですか。	
Q. 法人や団体などが申請することは可能ですか。	
Q. アパート等の所有者が賃借物件の補助対象製品を買い換えるために申請することはできますか。	
Q. 住民登録は河北町ですが、仕事のため一時的に町外に居住しています。補助金の申請はできますか。	
●補助対象製品について	2
Q. どのような製品が対象となりますか。	
Q. 省エネ基準達成率はどのように確認すればよいですか。	
Q. 製品を購入できる店舗は決まっていますか。	
Q. 町外の店舗やインターネットで購入したものは対象になりますか。	
Q. リサイクルショップで購入した中古品は対象になりますか。	
Q. LED 照明機器は複数の店舗で購入することも可能ですか。	
Q. 新たに補助対象製品を設置する場合は対象になりますか。	
Q. 使用していたエアコンや冷蔵庫、LED 照明機器はそのまま使用し続けることはできますか。	
Q. 使用していたエアコン、冷蔵庫はどのように廃棄すればよいですか。	
Q. 新しいエアコン、冷蔵庫を購入する前に古い冷蔵庫を廃棄しても良いですか。	
Q. 新築住宅に設置する LED 照明機器は対象になりますか。	
Q. 住宅リフォームの中で LED 照明器具への交換を行いますか対象になりますか。	

- Q. 自らの住宅以外に設置するLED 照明機器は対象になりますか。
- Q. ポータブル冷蔵庫やLED スタンドライト、プロジェクター機能付きLED ライトは対象になりますか。
- Q. 令和6年度（令和7年3月31日以前）に購入したものは対象になりますか。
- Q. 冷蔵庫は対象になりますか。
- Q. 現在使用している照明機器のランプのみをLED に交換する場合は対象になりますか。
- Q. 使用していたエアコン、冷蔵庫、LED 照明機器をリサイクルショップや個人に売った場合は対象になりますか。
- Q. LED 照明機器からLED 照明機器への交換は対象になりますか。

●申請手続きについて..... 5

- Q. 申請受付の開始はいつからですか。
- Q. 申請受付の締め切りはいつですか。
- Q. 申請手続きはどのように行えばよいですか。
- Q. エアコンと冷蔵庫を合わせて補助金申請することは可能ですか。
- Q. 申請手続きを家電販売店に代理してもらうことは可能ですか。
- Q. 電子申請は可能ですか。

●申請書類について..... 6

- Q. 申請には何が必要ですか。
- Q. 申請書はどこで入手できますか。
- Q. メーカー保証書が見当たりませんがどうしたらよいですか。
- Q. 取り換える前後の照明機器の写真はどのように撮影すれば良いですか。
- Q. 照明機器を取り換える前の写真を撮り忘れてしまいましたが、補助金の申請はできますか。
- Q. 必要書類（領収書、家電リサイクル券など）を紛失してしまいましたが、補助金の申請はできますか。
- Q. 補助金の振込先を申請者名義以外の口座にすることはできますか。
- Q. 処分する製品の製造年がわかりません。

●その他..... 8

- Q. 山形県で実施する家電買換え支援キャンペーンと併用することはできますか。
- Q. かほくほくほく応援券を使用して購入することはできますか。
- Q. 本補助金は来年度以降も実施する予定ですか。

- Q. 補助金の交付を受けた後に転出することになりましたが、必要な手続きはありますか。
- Q. 補助金の交付を受けた製品を処分（譲渡、交換、廃止、貸付など）することはできますか。

【回答】

●基本事項

Q. 事業の目的、概要を教えてください。

A. 家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と、古い家電製品から省エネ家電製品への買い換えによる省エネ家電の普及促進を図ることによりゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、町民のゼロカーボンシティへの意識啓発に寄与するため、省エネ家電製品の買い換えに要する経費に対して補助金を交付する事業です。

Q. エアコン、冷蔵庫、LED 照明機器を対象とした理由を教えてください。

A. 上記3品目は家庭における家電の中でも特に消費電力が大きく、最新の省エネ家電に買い換えることにより、二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことから、この3品目を対象としたところです。

●補助金額について

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費の合計金額によって次のとおりとなります。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 補助対象経費が15万円以上の場合 | 3万円 |
| (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 | 2万円 |
| (3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 | 1万円 |
| (4) 補助対象経費が1万円以上5万円未満の場合 | 2千円 |

Q. 何が補助対象経費となりますか。

A. 消費税を含む購入及び設置に係る費用（配送料や工事費）が対象となり、補助対象製品の処分に係る費用は対象外です。店舗のクーポンやカード会社等のポイントによる割引の額は補助対象経費から差し引くものとします。なお、かほくほくほく応援券を使用しての購入した場合、補助金申請はできません。（P8参照）

Q. 対象となる台数に制限はありますか。

A. エアコン及び冷蔵庫は1台のみ対象となります。LED 照明機器は複数個をまとめて申請することが可能です。

●補助対象者について

Q. 補助対象者の条件を教えてください。

A. 申請日時点で河北町に住民登録をしていて、町税を滞納していない方が対象になります。ただし、本補助金の申請は1世帯につき1回までとなっており、既に世

帯内で交付を受けた方がいる場合は対象外です。

Q. 同じ住宅に住んでいても住民登録の世帯が別であれば、世帯ごとに申請は可能ですか。

A. 申請可能です。2世帯住宅など同じ住宅に住んでいても、住民登録上の世帯が別になっていれば、それぞれの世帯で申請できます。

Q. 世帯主でなくても申請は可能ですか。

A. 申請可能です。ただし、本補助金の申請は1世帯につき1回までとなっており、既に世帯内で交付を受けた方がいる場合は申請できません。

Q. 法人や団体などが申請することは可能ですか。

A. 申請できません。本事業の対象者は個人となっております。

Q. アパート等の所有者が賃借物件の補助対象製品を買い換えるために申請することはできますか。

A. 申請できません。本事業は申請者が居住する住宅の買い換えを対象とする事業となっています。ただし、賃借物件に居住する借主については、補助対象者の条件に該当していれば申請可能です。(貸主の許可が必要な場合は、事前に許可を得てください。)

Q. 住民登録は河北町ですが、仕事のため一時的に町外に居住しています。補助金の申請はできますか。

A. 補助金の申請は可能ですが、補助対象製品の設置場所は申請者が住民登録している町内の住居になります。町外の住居に設置する場合は補助対象外となります。

●補助対象製品について

Q. どのような製品が対象となりますか。

A. 以下の基準に該当している製品が対象となります。

(1) 共通事項

- ・町内の事業所において購入した未使用品であること。
- ・補助対象製品が令和7年4月1日から令和8年1月31日までに購入したもの

(2) エアコン及び電気冷蔵庫

- ・平成26年以前に製造された既存のエアコン及び電気冷蔵庫からの買い換えであること。
- ・購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以

上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること。

(3) LED 照明機器

- ・既存の照明機器（LED照明を除く。）からの買い換えであること。
- ・屋内に固定して使用するものに限る。（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものや屋外用を除く。）
- ・購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上かつ、統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上であること。

Q. 省エネ基準達成率はどのように確認すればよいですか。

A. 店頭POPやカタログで確認するか、資源エネルギー庁が公表している「省エネ型製品情報サイト」をご覧ください。

※省エネ型製品情報サイトに登録のない製品は、メーカーや販売店にお問い合わせください。

Q. 製品を購入できる店舗は決まっていますか。

A. 町内の事業所であれば、特に制限はありません。

Q. 町外の店舗やインターネットで購入したものは対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. リサイクルショップで購入した中古品は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. LED 照明機器は複数の店舗で購入することも可能ですか。

A. 町内の事業所であれば、複数の店舗での購入も可能です。ただし、申請は1世帯につき一回までなので、複数回に分けて申請することはできません。

- Q. 新たに補助対象製品を設置する場合は対象になりますか。
- A. 対象になりません。本事業は、古い製品を新しい製品に買い換えることにより、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的としているため、買い換えを条件としております。
- Q. 使用していたエアコンや冷蔵庫、LED 照明機器はそのまま使用し続けることはできますか。
- A. 対象になりません。本事業は、古い製品を新しい製品に買い換えることにより、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的としているため、古い製品は廃棄することが条件となっております。
- Q. 使用していたエアコン、冷蔵庫はどのように廃棄すればよいですか。
- A. 新たに冷蔵庫を購入した事業所に引き取りを依頼してください。申請時の添付資料として、家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の、排出者控えの写しが必要となります。
- Q. 新築住宅に設置する LED 照明機器は対象になりますか。
- A. 新たに設置することになるため、対象になりません。
- Q. 住宅リフォームの中で LED 照明機器への交換を行いますが対象になりますか。
- A. リフォーム前後の照明器具について確認することができれば対象になります。添付書類として取り換え前後の写真が必要になります。ただし、ほかの補助金との併用はできません。
- Q. 自らの住宅以外に設置する LED 照明機器は対象になりますか。
- A. 対象になりません。申請者が住民登録している町内の住宅への設置が補助要件となっているため、それ以外への場所へ設置するものは補助対象外です。また、居住スペース以外の店舗や事務所、車庫や物置へ設置する場合も対象外です。
- Q. LED スタンドライトや、プロジェクター兼 LED ライトは対象になりますか。
- A. 屋内に固定して使用するものが条件となっているため、コンセントや電池式で、持ち運び可能な LED スタンドライトは補助対象外です。また、プロジェクター兼 LED ライトについては補助対象製品の要件を満たしていれば対象になりますが、省エネ性能が高い製品は少ないようです。

Q. 令和6年度（令和7年3月31日以前）に購入したものは対象になりますか。
A. 対象になりません。本事業の対象は令和7年4月1日以降に購入したものです。

Q. 冷凍庫は対象になりますか。
A. 対象になりません。

Q. 現在使用している照明機器のランプのみをLEDに交換する場合は対象になりますか。
A. バイパス工事（安定期取り外し工事）を行わず蛍光灯のみを交換する場合、補助要件を満たしている製品であれば対象になります。LED電球については経済産業省で定める省エネ性能の多段階評価の定めがなく、補助要件に合致しないため対象になりません。

Q. 使用していたエアコン、冷蔵庫、LED照明機器をリサイクルショップや個人に売った場合は対象になりますか。
A. 対象になりません。古いエアコン、冷蔵庫、LED照明機器を廃棄することが条件となっています。

Q. LED照明機器からLED照明機器への交換は対象になりますか。
A. 対象になりません。蛍光灯などから、LEDタイプの照明機器に買い換えることが条件となっています。

●申請手続きについて

Q. 申請受付の開始はいつからですか。
A. 令和7年5月1日（木）からです。それ以前の申請は受付できません。

Q. 申請受付の締め切りはいつですか。
A. 令和8年2月末まで申請期限としておりますが、予算に限りがありますので、申請状況によっては締め切りを早める可能性もあります。

Q. 申請手続きはどのように行えばよいですか。
A. 大まかな流れは以下のとおりです。

- ①町内事業所から対象製品を購入・設置、古い製品の処分（申請者）
- ②申請書類の作成、町くらし応援課への提出（申請者）
- ③申請書類の審査、交付決定の通知（町）
- ④指定口座へ補助金の振込（町）

- Q. エアコンや冷蔵庫、LED 照明機器をあわせて補助金申請することは可能ですか。
- A. 申請は1世帯につき、補助対象製品1種類までですので、あわせて申請することはできません。なお、エアコン、冷蔵庫は1台までで、LED 照明機器の個数制限はありません。
- Q. 申請手続きを家電販売店に代理してもらうことは可能ですか。
- A. 申請者は購入者（使用者）ですので、代理申請はできません。家電販売事業者の了承が得られれば、申請書の作成に協力いただくことは可能と考えますが、申請には口座番号など、個人情報が必要です。
- Q. 電子申請は可能ですか。
- A. 紙のみの申請となります。河北町役場くらし応援課までご提出ください。

●申請書類について

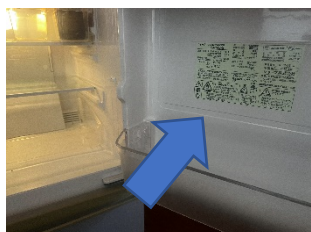
- Q. 申請には何が必要ですか。
- A. 以下の書類が必要です。
- (1) 共通して必要なもの
 - ・補助対象製品の購入及び設置費用に係る領収書及び補助対象経費の内訳が分かる書類
→申請者と購入者は同一である必要がありますのでご注意ください。
 - ・補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログや仕様書等の写し
 - ・未使用品であることが分かる書類等の写し（メーカー保証書等）
 - (2) エアコン、冷蔵庫
 - ・処分した製品の家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の排出者控えの写し
 - ・処分した製品の機器の製造年が分かる書類等の写し
→製品に貼付けてある型番や製造年が記載されているシールの写真等
 - ・補助対象製品の設置状況が確認できる写真
→購入後の製品の全景が写るように撮影してください。
 - (3) LED照明機器
 - ・買い換え前後の機器の設置状況等が分かる写真
→天井や壁に設置されている状態で撮影してください。カバーがついている場合は外して撮影してください。
- Q. 申請書はどこで入手できますか。
- A. HP からダウンロード可能です。また、役場くらし応援課でも配布しております。

- Q. メーカー保証書が見当たりませんがどうしたらよいですか。
- A. 製品の箱や説明書についている場合がありますのでご確認ください。購入事業所からメーカー保証書添付用としてレシート等が発行されている場合は、そちらを添付して下さい。
- Q. 照明機器を取り換える前の写真を撮り忘れてしまいました。補助金の申請はできますか。
- A. 必要書類が揃っていなければ申請はできません。
- Q. 必要書類（領収書、家電リサイクル券など）を紛失してしまいました。補助金の申請はできますか。
- A. 必要書類が揃っていなければ申請はできません。再発行等については発行元にご相談下さい。
- Q. 補助金の振込先を申請者名義以外の口座にすることはできますか。
- A. できません。補助金の振込先は申請者名義の口座に限ります。特別な事情がある場合は、担当課までご相談下さい。
- Q. 処分する製品の製造年がわかりません。
- A. エアコンは本体の下部または側面、電気冷蔵庫は本体内部に記載されていることが多いようです。記載位置は製品ごとに異なります。

• エアコン



• 冷蔵庫



●その他

Q. 山形県で実施する家電買換え支援キャンペーンと併用することはできますか。

A. どちらも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業のため、併用はできません。具体例として次のような場合はどちらも対象外となります。

①「補助対象製品1種類を購入時に県と町の補助金を併用する。」②「県の補助で補助対象製品を購入し、町の補助で別の補助対象製品を購入する。」

なお、補助対象製品や、補助要件、補助金額が異なりますので、ご自身にあった補助制度を選択してください。

Q. かほくほくほく応援券を使用して購入することはできますか。

A. どちらも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業のため、かほくほくほく応援券を使用して購入した場合、補助金の申請はできません。

Q. 本補助金は来年度以降も実施する予定ですか。

A. 来年度以降の実施は未定です。

Q. 補助金の交付を受けた後に転出することになりましたが、必要な手続きはありますか。

A. 転出先で申請者本人が引き続き製品を使用する場合は特別な手続きは必要ありません。

Q. 補助金の交付を受けた製品を処分（譲渡、交換、廃止、貸付など）することはできますか。

A. 補助対象製品は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して6年間は処分することは出来ません。期間内に処分する場合は、手続きが必要となりますので、担当課までご連絡ください。場合によっては補助金の返還が必要になります。